

# 財政改革を断行

# 町長ほか特別職の給料減額

平成15年第4回  
南富良野町議定会  
例会が12月18日と  
19日の2日間開催され、代  
表監査委員から監査報告、  
町長から行政報告、議会運  
営委員長、総務民教・産業  
建設両常任委員長より所管  
事務調査報告、行財政改革  
等検討特別委員長より中間  
報告、酒井年夫議員より一  
般質問が行われました。

このあと、第3回町議会  
定例会で付託されていた平  
成14年度各会計歳入歳出決  
算が認定されました。  
続いて議案審議に入り、  
一般会計および各特別会計



補正予算、条例の改正など  
町長提出議案13件、議員提  
出議案1件、意見書案2件  
をそれぞれ原案のとおり可  
決し閉会しました。

本定例会で審議された議  
案は次のとおりです。

## 平成15年度補正予算

◇一般会計補正予算

歳入歳出それぞれ4,9  
34万6千円を減額し、総  
額51億294万円となりま  
した。

◇国民健康保険事業特別会  
計補正予算

歳入歳出それぞれ4,1  
37万1千円を追加し、総  
額3億3,947万1千円  
となりました。

◇老人保健特別会計補正予算

歳入歳出それぞれ500万  
円を追加し、総額4億5,7  
60万8千円となりました。

◇介護保険特別会計補正予算

歳入歳出それぞれ1771  
万1千円を減額し、総額2

億1,302万8千円とな  
りました。

◇介護サービス事業特別会  
計補正予算

歳入歳出それぞれ383  
万円を減額し、総額2億5,  
963万4千円となりました。

◇簡易水道事業特別会計補  
正予算

歳入歳出それぞれ666  
万円を減額し、総額1億7,  
748万8千円となりまし  
た。

◇公共下水道事業特別会計  
補正予算

歳入歳出それぞれ882  
万円を減額し、総額2億6,  
965万8千円となりまし  
た。

◇分収造林事業特別会計補  
正予算

歳入歳出それぞれ7万7  
千円を減額し、総額198  
万円となりました。

## 条例の改正

◇課設置条例

昨年12月12日に「南富良  
野町・占冠村任意合併協議  
会」が設立され、これらの  
事務を担当する専任職員を  
配置するため役場機構を見  
直し、企画課と商工観光課  
を統合して「企画商工課」  
が設置されました。

◇乗合自動車の設置及び管  
理に関する条例

町循環バスを利用する際  
に購入する普通乗車券と定  
期乗車券に、平成16年度か  
ら「回数乗車券(11枚券)」を  
加え、また介助が必要な身  
体障害者と共に乗車する介  
護人の運賃を半額とするよ  
う改正されました。

◇町長等の給与に関する条例

特別職の給料の額を減額  
することで諮問していた特  
別職報酬等審議会の答申を  
受け、平成16年1月から平  
成19年3月まで町長の給料  
月額を77万円から62万円と  
し、助役の給料月額を63万  
8千円から58万円とするよ  
う改正されました。

◇教育委員会教育長の給与及  
び勤務時間等に関する条例

町長および助役と同様に、

平成16年1月から平成19年  
3月まで教育長の給料月額  
を58万4千円から53万円と  
するよう改正されました。

## その他の議案

◇財物事故に関する和解及  
び損害賠償について

平成15年11月11日に発生  
した交通事故に関し、損害  
賠償の額並びに和解につい  
て、地方自治法の規定によ  
り議決されました。

## 発議案の可決

◇町議会委員会条例の改正  
課設置条例の改正に伴い、  
総務民教常任委員会および  
産業建設常任委員会の所管  
を規定している本条例の一  
部が改正されました。

## 意見書の可決

◇意見書について  
議員から提出された次の  
意見書案について審議が行  
われた結果、原案のとおり  
可決されました。  
・季節労働者の冬期雇用援  
護制度に係わる意見書  
・イラクへの自衛隊派遣凍  
結を求める意見書